

熊谷市低公害・低燃費軽自動車 導入奨励事業補助金のお知らせ

低公害・低燃費軽自動車への乗り換えを奨励し、省エネルギー化を推進します。

1. 対象軽自動車

令和3年度熊谷市軽自動車税（種別割）が軽課税率（グリーン化特例）適用の軽四輪自動車

（令和2年4月1日から令和3年3月31日までに最初の新規検査（※㊸）を受けた車両（新車に限る。）のうち、排出ガス基準と燃費基準を達成した、①～④いずれかの軽四輪自動車）

①電気自動車

②天然ガス自動車

③ハイブリッド（プラグイン・ハイブリッド）自動車

④低公害・低燃費車

※ 自動車販売業者等有する販売用自動車は除きます。

※㊸最初の新規検査とは、今までに車両番号の指定を受けたことのない軽自動車を、新たに使用するときを受ける検査です。

2. 対象者

対象軽自動車の令和3年度熊谷市軽自動車税（種別割）を完納した納税義務者で、申請時点で継続して対象軽自動車を所有又は使用し、熊谷市税を完納している方。

※令和3年度熊谷市軽自動車税（種別割）納税義務者と申請時点での自動車検査証の所有者又は使用者が一致していること

3. 補助金額

対象軽自動車の令和3年度熊谷市軽自動車税（種別割）納付済額。

なお、対象者一人（一法人）につき10台分を限度とします。

税額が下の表に記載されている額と一致する車両が補助対象軽自動車です。

（参考）令和3年度熊谷市軽自動車税額【軽課税率（グリーン化特例）適用】

軽自動車 車種区分		年税額		
		※㊸	※㊹	※㊺
四輪 乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
四輪 貨物用	営業用	1,000円	1,900円	2,900円
	自家用	1,300円	2,500円	3,800円

※㊸ 電気自動車及び平成21年排出ガス規準から窒素酸化物を10%以上低減または平成30年排出ガス規制適合の天然ガス自動車

※㊹ 乗用：平成17年排出ガス基準75%低減達成または平成30年排出ガス基準50%低減達成かつ令和2年度燃費基準+30%達成車

貨物用：平成17年排出ガス基準75%低減達成または平成30年排出ガス基準50%低減達成かつ平成27年度燃費基準+35%達成車

※㊺ 乗用：平成17年排出ガス基準75%低減達成または平成30年排出ガス基準50%低減達成かつ令和2年度燃費基準+10%達成車

貨物用：平成17年排出ガス基準75%低減達成または平成30年排出ガス基準50%低減達成かつ平成27年度燃費基準+15%達成車

裏面に続きます

4. 補助金交付手続きの流れ

(1) 申請

対象軽自動車の令和3年度熊谷市軽自動車税（種別割）を納付後、次のとおり申請してください。

①受付期間 **令和3年6月1日（火）～令和4年3月25日（金）**

※受付は先着順とし、交付額が予算額に達した場合、期間内であっても受付を締め切る場合があります。

②申請書提出先

下記書類を熊谷市役所江南庁舎環境政策課まで提出してください。（郵送可）

なお、提出前に予算枠が残っているかお知りになりたい場合、環境政策課（048-536-1547）まで電話で事前にご確認ください。

③提出書類（3点）

○補助金交付申請書（請求書）兼口座振込依頼書（様式第1号）

※振込用の口座は、申請者名義のものになります。

○添付書類

ア 自動車検査証の写し

イ 令和3年度軽自動車税（種別割）を納付したことが確認できる書類

軽自動車税を現金にて窓口支払いの方

・・・領収済日付印のある令和3年度熊谷市軽自動車税（種別割）納税通知書兼領収書の写し

軽自動車税を口座振替にて支払いの方

・・・令和3年度熊谷市軽自動車税（種別割）納税通知書の写し

（納税通知書を紛失されてしまった方は、税証明担当窓口で軽自動車税の納税証明書を取得してください。）

(2) 交付決定及び補助金支払い

提出された申請書に基づき、書類審査の後、補助金交付決定通知書を申請者あて郵送し、申請書に記載された口座へ補助金を振り込みます。

（補助金申請を受付した翌月中旬に交付決定し、末日振込予定となります。）

問い合わせ先（申請書提出先）

熊谷市環境部環境政策課

〒360-0192 熊谷市江南中央1-1（江南庁舎2階）

TEL 048-536-1547（直通）

郵送でも受付しております。

🚗窓口受付時間 8：30～17：15（平日のみ）🚗